

このチラシは「旅客運送事業自動車」用です

**法律（健康増進法）の改正により、
受動喫煙防止対策を講じることが
義務付けられます。**（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和2年4月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が施行されます。

バスやタクシー等の車両を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、車両に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。



京都市
CITY OF KYOTO

京都市保健所

1 法律の対象となる車両

- 「道路運送法」による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため、その事業の用に供する自動車が対象となります。

2 法律で定められていること

- **令和2年4月1日** から、
車内 は「**禁煙**」としなければなりません。
- 「加熱式たばこ」についても同じ取扱いです。
- 車内に灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。

3 法律違反には指導や命令を行い、改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります

- 違反事案に対しては、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

4 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口

- 京都市では、受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は、以下までお問い合わせください。

【電話】 075-222-3017

（おかけ間違いにご注意ください。）

【FAX】 075-222-3347

【時間】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く。）午前10時～午後5時

ホームページも御覧ください

厚生労働省ホームページ
「なくそう！望まない受動喫煙」



京都市ホームページ
「受動喫煙を防止しましょう」

